



みきゃんアプリ
許諾番号: 410053

電子マネー
月額

2万円 給付

地域限定電子マネー

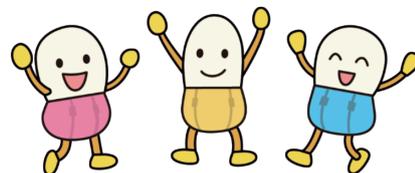
在宅子育て 応援手当 (ほっこりん手当)

令和8年1月
スタート



四国中央市
子育て応援キャラクター
ほっこりん

「ほっこりん手当」
と呼んでね!



親と子どもの愛着形成や子どもの健全な育成を促進するために、
乳幼児を家庭で養育している保護者に、市内の登録店で使える電子マネーを給付します。

対象者

次の全てに該当するもの

- 1 保育所等を利用せず家庭で養育しているもの
- 2 育児休業給付金(育休手当)が支給されていないもの
- 3 税・料等の滞納がないもの
- 4 生活保護を受けていないもの
- 5 暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないもの

※①については認可外保育施設(事業所内保育所等)を除く
※②・③・④・⑤については配偶者がいる場合は配偶者を含む



給付開始・給付期間

4月・7月・10月・1月の3か月ごとに給付

令和7年度分 ▶ 令和8年4月 給付
令和8年度分 ▶ 令和8年7月 給付

最大21か月 (42万円分)

※生後3か月を経過した月から
2歳を迎える誕生日の前月末まで

給付額

月額2万円

※在宅で養育している子ども一人当たり
※電子マネー(みきゃんアプリ)にて給付

申請期限

こども家庭課、及び各福祉窓口センターへ持参
もしくは郵送で提出

令和8年3月31日(火)必着

※令和8年4月以降に申請された場合は
申請月からの給付となります。

市内の登録店で使用

問い合わせ先

四国中央市福祉部 こども家庭課 TEL: 0896-28-6027

※予算編成状況により、事業内容(事業実施の有無等)
について変更となる場合があります。

